国民健康保険料の一部改定について(お知らせ)

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

去る9月6日開催の第125回組合会におきまして、国民健康保険料「基礎賦課額(保険給付分)」の引き下げについて、組合規約を一部改正し下記のとおり議決されましたのでお知らせいたします。

各賦課額は令和2年10月分から適用となります。

記

F-						
	(基本保険料)		(国に納める納付金)			
被保険者			後期高齢者	介護納付金賦課額	月額合計	
区分	区分 基礎賦		支援金等賦 介護保険	1 1 1 1 1		
		改定後	課額	L 第 2 号被保険者 (※1) .	ال	
組合員	改定前 32,000円→	31,000円	4, 500 円	一円 (非該当)	35, 500 円	
				5,000円 (該 当)	40,500円	
家族	8,000 円→	(<u>%</u> 2)	4, 500 円	一円 (非該当)	10,500円	
		6, 000 円		5,000円 (該 当)	15,500 円	
准組合員	8,500 円→	6, 500 円	4, 500 円	一円 (非該当)	11,000円	
				5,000円 (該 当)	16,000円	

後期高齢者組合員会費(月額) 2,000円

※1:介護保険第2号被保険者=40歳以上65歳未満の方

※2:<u>准組合員(従業員)家族の減免は廃止し組合員家族と同額となりました。</u>従って保険料の減免措置を受けるための「保険料減免申請書」の提出は不要です。

保険料の納付については、「国保連合会から毎月支払われる診療報酬の中から引き去り収納」、又は「別途納付通知書により納付」のいずれかとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

※「保険料納付通知書」が同封されていない場合は「診療報酬からの引き去り」となります。

本組合は国民健康保険組合であることから、保険料は被保険者区分による定額制方式となっております。 ※保険料は個人負担扱いとなっています。

従って、組合員(医師)、准組合員(従業員)は所得額に関係なく、事業主負担もありません。 また、賞与等特別手当支給時における特別保険料は発生しません。